# 特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律

目次

第一章 総則 (第一条・第二条)

第二章 特定第 種 水 産 動 植 物等に関する規制 (第三条—第十条)

第三章 特定第二種水産動植物等に関する規制 (第十一条)

第四章 雑則 (第十二条—第十四条)

第五章 罰則(第十五条—第十八条)

附則

第一章 総則

(目的)

第 条 この法律は、 国内において違法に採捕された水産動植物の流通により国内水産資源 の減少のおそれ

が あること及び海外に お ١ ر て違 法に採捕された水 産 動 植物  $\mathcal{O}$ 輸 入を規制する必要性が 玉 際的 に 高 ま 0 て *\* \

ることに鑑み、 違法に採捕された水 産 動 植物  $\mathcal{O}$ 流 通を 防 止するため、 特定  $\mathcal{O}$ 水産 動 植 物等について、 取 扱

する書 事 適 正 業者間における情報の伝達並びに取 化 類 及 CK  $\mathcal{O}$ 輸 輸 出 出 入に 入  $\mathcal{O}$ · 際 適 がする添 正 化 を 図 付  $\mathcal{O}$ り、 義 ŧ 務 引の 付 0 7 け 違法 記録 等  $\mathcal{O}$ 措 な の作成及び保存並びに適法に採捕されたものである旨を証 漁 置 業 を講ずることにより、  $\mathcal{O}$ 抑 止 及 び 水産 資 源 当該  $\mathcal{O}$ 持 続 水 的 産 な 動 利 植 物 用 に 等 寄  $\mathcal{O}$ 与す 玉 内 流 通  $\mathcal{O}$ 

#### (定義)

Ł

に、

漁業及び

その

関

連

産

業の

健全なご

発展に資することを目的とする。

第二条 t な採 1 るも  $\mathcal{O}$ 捕 で この法律において あ  $\mathcal{O}$ (外国 って、 を 1 う。 漁 その 船 第 日 資 兀 源 項 本 0 に 船 「特定第 保存及び管理を図ることが特に必要と認められるものとして農林 舶 お 以 1 外 て同  $\mathcal{O}$ 種水 Ü 船 舶 産 で 動植 によるも あって、 物 とは、 0 漁ろう設備 を除く。 水産動 を有 が 植 する船 行 物のうち、 わ れ る 舶 お その そ 国内にお 他 n が  $\mathcal{O}$ 漁 大 き 業 いて違法 V)  $\mathcal{O}$ と認 水産省令で定 用 に 供され  $\Diamond$ カン ? つ過 5 れ \_ る 剰

2 を原材料とする加  $\mathcal{O}$ 法律に お į, · て 工 品 「特定第 のうちその 種水 玉 産 内 流 動 植 通 物等」  $\mathcal{O}$ 規制 とは、 に関する措置を講ずることが必要と認めら 特定第 種 水 産動 植 物 及び特定 第 うれるも 種 水 産 動 のとし 植 物

て農林水産省令で定めるも

Ō

をいう。

8

るものをいう。

3 この法律において 「特定第一種水産 動 植物等取扱事業者」 とは、 特定第一 種水産動植物等の 、販売、 輸出

、加工、製造又は提供の事業を行う者をいう。

4 (T) 法 律 に お į, 7 「特定 第二 種 水 産 動 植 物 とは、 我が 国に輸入される水産 動 植物 のうち、 外国 漁 船 に

よって外国法令に照らし違法な採捕 が行われ れるおそれが大きいと認められることその他  $\mathcal{O}$ 玉 際的 な 水 産 資

源 の保存及び管理を必要とする事由により輸 入の規制に関する措置を講ずることが必要と認められ るも <u>(</u>

として農林水産省令で定めるものをいう。

5 この 法 律に お į, . T 「特定第二 種 水 産 動 植 物等」 とは、 特定第二 種水産動植物及び特定第二 種水 産 動 植 物

を原材料とする加 工 品品 のうちその 輸 入の 規制に関する措置を講ずることが必要と認められ るも のとし て農

林水産省令で定めるものをいう。

6 農林水産大臣は、 第一項及び第四項の農林水産省令を定め、 又はこれらを変更しようとするときは、 あ

第二章 特定第一種水産動植物等に関する規制

5

かじ

め、

水

産

政

策審

議会

の意見を聴

か

なけ

ればならない。

(特定第一種水産動植物の採捕の事業を行う者の届出)

第三条 該 これ 法律第二百六十七号) Ź 団 ~を原: 体 <u>J</u> 特定第 体 は、 が当該 材料とする加 農林水産省令で定めるところにより、 一種水 る者に代れ **☆産動植** その他の関係法令の規定による特定第一種 わ 工 品で ってこれら 物 の採捕 あ )る特. 定 0 の事業を行う者であって、 特 第 定 第 種 水 種 産 動 水 あらかじ 産 植 物 動 等 植 物  $\mathcal{O}$ め、 等 譲 自らが採捕 渡 0 当該 水産動植 譲 L  $\mathcal{O}$ 渡 採 事業を行おうとするも L 捕  $\mathcal{O}$ 物  $\mathcal{O}$ 事 した特定第一種水 を採捕 事 業を行う場合に 業が 漁業法 する権限に基づき行 (昭 産動 Oあ 和二十 0 (そ 植物 7 0) は 文は 匹 所 わ 当 年 属

2 限 属する者が当該 を有すると認 農 林 水産大臣 は、 権限を有すると認めるとき) めるとき 前 項  $\mathcal{O}$ (当該 規 定による 届出をし 富 た者が 出 が は、 あ 同 0 た場 項に 農林水産省令で定めるところにより、 %合にお 規定する る団 *\*\ て、 体 当 である場合にあ 該 届 出 をし た者 0 7 が 当該 同 は 項 当該 に規定する権 届出 に係 寸 体 ..る番 に 所

れ

るものである旨その

他

の農林水産省令で定める事項を農林水産大臣

に届

け 出

なけ

れば、

なら

ない

3 事 日 項に か 前 ら 一 項 変更  $\mathcal{O}$ 週 規 定に 間 **当** 以内 該 よる通知を受けた者 に、 届 出 に係 その旨を農林 る特定第 水産 ( 以 下 種 大 水 臣 届 産 に届 動 植 出採捕者」 け 物 出  $\mathcal{O}$ 採捕 なけ という。 れば  $\mathcal{O}$ 事 業 ならない。  $\mathcal{O}$ 廃 は、 止を含む。 第一項の規定による届 が あ ったときは、 出 「に係る その

号を当該届出をした者に通知するものとする。

## (届出採捕者による情報の伝達)

第四 条 届 出 採 捕 者 んは、 自 5 届 出 採 捕 者 が 前条第 項に規定する 寸 体 である場合にあ 0 7 は 当 該 寸 体に

所 属 す る者) が 採 捕 L た 特 定 第 種 水 産 動 植 物 又 は れ を原 材 料とす Ź 加 工 品 で あ る 特 定 第 種 水 産 動 植

物 等 に 0 V 7 他  $\mathcal{O}$ 特 定 第 種 水 産 動 植 物 等 取 扱 事 · 業 者  $\mathcal{O}$ 譲 渡 をするときは、 農 林 水 産 省 令で 定 め ると

ころに により、 その 包装、 容器又は送り状へ 0) 表示その他 一の方法 により、 これらの 特定第 種 水 産 動 植 物 筡

 $\mathcal{O}$ 名称、 同 条第二項 0) 規定に ょ る通. 知 に 係る番号を含む 漁獲に関する番号 ( 以 下 「漁獲 番 号 とい う。

そ  $\bar{\mathcal{O}}$ 他 農 林 水 産 省令で定め る 事 項 を、 当該 他  $\mathcal{O}$ 特 定 第 種 水 産 動 植 物 等 取 扱 事業者 に伝 達 L なけ れ ば なら

ない。

特 定 第 種 水 産 動 植 物等 取 扱 (事業者) 間 に お け る情 報  $\mathcal{O}$ 伝 達

第 五. 条 特定 第 種 水 産 動 植 物 等 取 扱 事 業者 は、 他 0 特 定第 種 水 産 動 植物 等 取 扱 事業者 か ら譲り受け た特

定第 種 水 産 動 植 物 等 に つ 7 7 他  $\mathcal{O}$ 特 定 第 種 水 産 動 植 物 等 取 扱 事 業者 ^  $\mathcal{O}$ 譲 渡 L 又 は 引 渡 しをするとき

は 農林 水 産 省 骨で 定めるところに よ り、 その 包 装、 容器 又 は 送 ŋ 状 ^  $\mathcal{O}$ 表 示そ  $\tilde{O}$ 他 0 方 法 に により、 当 該

特 定 第 種 水 産 動 植 物等  $\mathcal{O}$ 名 称、 漁獲 番号その 他 提林· 水産 省令 -で定め る事 項 を、 当該 他  $\mathcal{O}$ 特 定第 種 水 産

動植物等取扱事業者に伝達しなければならない。

2 前 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 場合に お V) て は 特定第 種 水 産 動 植 物 等 取扱事業者は、 農林水産省令で定めるところにより、

漁 獲 番号に代えて、 荷 П 番 号 (漁 獲 番 | 号以 外  $\mathcal{O}$ 番 号又は 記号であ 0 て 漁 獲 番 号に対応するもの を いう。 以

下同じ。)を伝達することができる。

3 他 の特定第 種水産動植 物等取扱事業者から特定第一 種水産動 !植物等の引渡しの委託を受けた特定第

種 水 産 動 植 物等 取 扱事業者は、 当該 引渡しに当たって、 前項のは 規定により荷 П 番号を伝達したときは、 農

林水 産省令で定めるところにより、 当該: 荷  $\Box$ 番号を、 当該委託をした特定第 種水産 動 植 物 等取 扱 事 業者

に伝達しなければならない。

4 輸入され、 若しくは養殖された特 定第一 種水産 動 植 物 (国 内に おお いて採捕された特定第 種水 産 動 植 物

を用 1 て養殖されたものを除く。) 又はこれらを原材料とする加 工品 である特定第 種 水 産 動 植 物等 以

下 「輸入・ 養殖 水産 動植: 物等」 という。 についての第 項の規定の適用 たつい 、ては、 同 項中 「漁獲番号

とあるの は、 「第四 項 に規定する輸入・ 養殖水産動 植物等である旨」とする。

(取引の記録の作成及び保存)

第六条 特定第 種水産動植 物等取扱事業者は、 特定第一種水産動 植物等について他の特定第一 種水産動 植

物 等 取 扱事業者 (これに準ずる者として農林水産 省令で定めるも のを含む。 との 間 で  $\mathcal{O}$ 譲 渡 L 等 (譲 渡

若 たときは、 Š は 譲受け 農林水産省令で定めるところにより、 文は引渡し 若 しくは 引受け をいう。 当該特定第一 以下同じ。 世水産動 をしたとき、 物等に関する次に掲げ 又は 廃 棄若 Š は る事 亡 失 を

種

植

項

 $\mathcal{O}$ 記 録を作成 Ĺ 当 該 譲渡し等又は当該廃棄若しくは亡失をした日 から農林水産省令で定める期間 保 存

なけ ħ ればなられ な ただし、 届出採: 捕 者が 第三条第 項に規定する団体であ る場合において当該 寸 体 に 所

属する者 1が当該 届出に係る特 定第 種 水 産 動 植 物 等  $\dot{O}$ 譲渡 し等をした場合、 少 量  $\overline{\mathcal{O}}$ 特 定第 種 水 産 動 植 物

等 に うい · て廃 棄 又は亡失をした場合そ 0 他 0 農 林 水産 省令で定める場合は、 こ の 限 りで、 な

#### 名称

#### 重 量 又は数量

三 譲 渡 し等 文は 廃棄若しくは亡失をした年月日 (亡失をした場合であってその年月日が明らかでないと

#### きは 時 期

兀 譲 渡 し等をしたときは、 相手方の氏 名又は名称

五 漁獲番号又は荷口番号

六 その他農林水産省令で定める事項

2 特定 第 種 水 産 動 植 物 等 取 扱 事 業 者 は、 前条第二項  $\mathcal{O}$ 規定 に より荷 口 .番号を伝達する場合にあ って は

当該 荷 口番号に 対応する漁獲 番 号の 記 :録を: 作 成 Ĺ 保 存 ï なけ れ ばならな 1

番号」 とあるのは、 輸 入・ 養 殖 水産 動 植 物等である旨」とする。 3

輸入

養殖

水

産動

植物等に

0

V

ての第一

項の規

定

 $\mathcal{O}$ 

適用

に

つい

ては、

同項第五号中

「漁獲番号又は荷口

(勧告及び命令)

第七 条 農 林 水 産 大臣 は、 届 出 採捕 者 が第四 条の 規定を遵守 L て 1 ないと認めるときは、 当該届出採 捕 者に

対し、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。

2 農林水産大臣は、 特定第 種水産 動 植 物等取品 扱事業者が前二条の規定を遵守していないと認めるときは

該 特定第 種水 産 動 植 物等取品 扱 事業者に対 Ļ 必要な措置を講ずべ き旨 の勧告をすることができる。

3 農 林 水産大臣 は、 第 項に規定する勧告を受けた届出 採 捕 者又 は 前項に規定する勧告を受けた特定 第

種 水産 動 植 物 等 取 扱事業者 が、 正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなか ったときは、 当該 届出

採 捕 者又は当該 <sup>1</sup>特定第 種 水 産動 植物等取扱事業者に対し、 その勧告に係る措置をとるべきことを命ずる

ことができる。

(特定第一種水産動植物等取扱事業者の届出

第八条 特定第 種水 産 動 植 物 等 取 扱 事 業者は、 そ (T) 事 業の 開始 0 日 いから二 週間 以 が内に、 農林 水産省令で定

出採 捕 者が第三条第 項に 規定する団体で ある場合に にあってい は、 当該団体 に 所属する者を含む。) が **当** 該  $\emptyset$ 

るところによ

り、

次に掲げる事項を農林水産大臣に

に届け出れ

なけ

ĥ

ばならな

V )

ただし、

届

出

採捕

者

(届

届 出 に係る る特定 第 種 水 産 動 植 物 等  $\mathcal{O}$ 販 売、 輸 出 加 ヹ 製造 又は提供  $\mathcal{O}$ 事業を行う場合その他  $\mathcal{O}$ )農林: 水

産省令で定める場合は、この限りでない。

氏 名又は 名称及び 住所 並 びに法・ 人に あ っては、 その代表者の氏名

二 事務所又は事業所の所在地

三 取り扱う特定第一種水産動植物等の種類

四 その他農林水産省令で定める事項

2

前 項  $\mathcal{O}$ 規定に よる届立 出をし た者が は、 当該 届出に係る事項に変更 (当該届 出 に係る事業 の廃 児止を含 と

が あったときは、 その日から二週 間以内に、 その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

(特定第一種水産動植物等に係る通報)

第 九条 特定第 種 水 産 動 植 物 等 取 扱 事 業者は、 他 の特定第 種 水 産 動 植物 等取 扱 必事業者: カ 5 譲り受け た 特

定第 種 水産 動 植 物等 加 工 品 にあ つ ては、 その 原 材料である特定 第 種 水 産動 植 物) が 漁 派業法そ 0) 他 0

関係法令に違反して採捕された疑 ζ, があると思料するときは、 速やかに、 その旨を農林水産大臣に通 報 す

るように努めなければならない。

(輸出の規制)

第十条 特定第 種 水 産 動 植 物等取扱事業者は、 特 定第 種 水産 動 植 物等に つき、 当該 特 定 第 種 水 産 動 植

物等 加 工品 に あっ て は、 その 原材 料 であ る特定第 種水 産 動 植 物) が次  $\bigcirc$ 各号の 7 ず れ カン に該当する旨

を証 する農林 水産大臣が交付する証 明書 ( 以 下 「適法漁獲等証 明書」 という。 を添付してあるものでな

ければ、輸出してはならない。

漁業法そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 関 係法令に違 反 して採捕されたものではないこと。

一 輸入・養殖水産動植物等であること。

- 2 適法 漁獲等証 明書の交付を受けようとする者は、 農林水産省令で定めるところにより、 農林水産大臣に
- 申請をしなければならない。
- 3 農 林 水 産 大 臣 は、 前 項  $\mathcal{O}$ 申 . 請 に係 る特定第 種 水 産 動 植 物等 加 工 品品 に あ っては、 その 原材料 で あ る特
- 定第一 種 水産 動 (植物) が第一 項各号の いず れ か に該当すると認められるときは、 農林水産省令で定めると
- ころにより、適法漁獲等証明書を交付しなければならない。
- 4 適法 [漁獲等] 証 明書 の交付を受けた者 (次項及び第六項にお いて 「証明書受領者」という。) は、 適法 漁
- 獲等 証 明書を亡失し、 又は 適法漁獲等 証 明 書が、 滅失したときは 農林水産省令で定めるところにより、 農
- 林 水 産大臣 に 申 請をして、 適 法 漁 獲 等 証 明 書  $\mathcal{O}$ 再交付を受けることができる。
- 5 証 明 書受領者 は、 次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、 農林 水産省令で定めるところに
- ょ その適 法 漁獲等証 明 書 (第二号の場合にあっては、発見し、 又は回復した適法漁獲等証明書)
- 農林水産大臣に返納しなければならない。
- 次項  $\mathcal{O}$ 規定 に により 適法 漁獲等証 明書の 効 の力が取 り消されたとき。
- 前項  $\mathcal{O}$ 規定により適 法漁獲等 証 明 書  $\bar{\phi}$ 再交付を受けた後において亡失し、 又は滅失した適法漁獲等証

明書を発見し、又は回復したとき。

6 農 林 水 産 大 臣 は、 証 明 書 受領者がこ  $\mathcal{O}$ 法 律若 しくは この 法律 に 基づく命令  $\bigcirc$ 規定又は  $\sum_{}$  $\mathcal{O}$ 法 律 に基づく

処 分に 違 反 L た 場 合 に は そ  $\mathcal{O}$ 適 法 漁 獲 等 証 明 書  $\mathcal{O}$ 効 力 を 取 り消 すことが できる。

第三 一章 特 定 第 種 水 産 動 植 物 等 に 関 す Ź 規 制

第

+

条

特定

第

二種

水

産

動

植

物等

は、

当 該

特定

第

種

水

産

動植

物等

加

工

品

にあっては、

その

原材料

で

あ

る 定 第 種 水 産 動 植 物) が 適 法に 採 捕 さ れ た ŧ  $\mathcal{O}$ で あることを証 する外国  $\mathcal{O}$ 政 府 機 関 に ょ り 発行され た

証 明 書そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 農林 水 産 省令 で定め る 書 類を添付 L てあるも のでなけ れ ば、 輸 入 l 7 は なら な

第四章 雑則

(立入検査等)

第 十二条 農林 水 産大臣は、 この 法律 の施 行 に必要な限度にお いて、 特定第 種 水 産 動植 物 等取 扱事業者

は 5特定第1 種 水 産 動 植 物 等  $\mathcal{O}$ 輸 入 0 事 業を行う者若しくはこれ 5 の者とその 事 業 に 関 L て 関 係  $\mathcal{O}$ あ

事 業者に . 対 Ļ その 業 務 12 関 Ļ 必 要 な報 告若、 しく は 帳 簿、 書 類 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 物 件  $\mathcal{O}$ 提 出 を 求 め 又 は そ  $\mathcal{O}$ 職

員に、 これ 5  $\mathcal{O}$ 者  $\mathcal{O}$ 工 場、 店 舗 事 務 所 事 業 所、 船 舶、 車 両 若 L Š は 倉 庫 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 場 所 に <u>寸</u> 5 入 ŋ 業

務の状況若しくは特定第一種水産動植物等若しくは特定第二種水産動植物等、 帳簿、 書類その他 の物件を

検査させ、 若しくは従業者その 他  $\mathcal{O}$ 関係者に質問させることができる。

2 前 項  $\mathcal{O}$ 規 定に により 立入検 査をする職 員 は、 その身分を示す証 明 書を携帯 Ļ 関係人にこれを提示 しなけ

ればならない。

3 第一 項の規定による立入検査の権限は、 犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(権限の委任等)

第十三条 この法律に 規定する農林水産大臣  $\mathcal{O}$ 権限 は、 農林水産省令で定めるところにより、 その一 部を地

方支分部局の長に委任することができる。

2 この 法律に規定する農林 水産大臣 一の権限 に属する事務の一 部は、 政令で定めるところにより、 都道. 府県

知事が行うこととすることができる。

(経過措置)

第十四 条 この 法律に基づき命令を制定 į 又は改廃する場合にお () ては、 その 命令で、 その制 定又は 改廃

に 伴 V 合理的 に必要と判 断される範囲内 にお ζ) て、 所要の経過措置 (罰則に関する経過措置を含む。 を

定めることができる。

### 第五章 罰則

第十五条 第十一 条の 規定に違反した場合には、 当該違反行為をした者は、 一年以下の懲役又は百万円以下

の罰金に処する。

第十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、 当該違反行為をした者は、 五十万円以下の罰金に処す

る。

第三条第一 項の 規定による届出をしないで特定第一 種水産動植物等の譲渡しを行い、 又は虚偽の届出

をしたとき。

一 第七条第三項の規定による命令に違反したとき。

三 第八条第一項の規定による届出をせず、 又は虚偽の届出をしたとき。

四 第十条第一項の規定に違反したとき。

五 第十二条第一 項の規定による報告若しくは物件の提出をせず、 若しくは虚偽の報告若 しくは虚偽 の物

件 の提出をし、 又は同項の規定による検査を拒み、 妨げ、 若しくは忌避し、 若しくは同項の規定による

質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

第十七 条 第三条第三項又は第八条第二項の 規定による届出をせず、 又は虚り 偽  $\mathcal{O}$ 届 出を行 った場合には、 当

該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第十八条 法人の代表者又は法人若しくは 人の 代理人、 使用人その 他の 従業者が、 その法人又は人の業務に

行為者を罰するほか、

その法・

人又は人に対して各本条の罰

金

一刑を

科する。

関

前三条

の違反行為をしたときは、

附則

(施行期日)

第 一条 この法 律 は、 公 布 の日から起算して二年を超えない 範囲内において政令で定める日から施行する。

ただし、 次条並 びに附則第三条、 第六条及び第七条の規定は、 公 布 の日から施行する。

(経過措置)

第二条 第二条 第 項及び第四 項  $\hat{O}$ 農 林 水産 省令を定めようとするときは、 この 法律の施 行  $\mathcal{O}$ 日 ( 以 下 · 「施

行日」 という。) 前にお いても、 水産 政策審議 会に諮問することができる。

第三条 特定第 種水 産動 植 物 の採捕 の事業を行う者であって、 施行日以後におい て自らが採捕 した特定第

うるも 種 水  $\mathcal{O}$ 産 動 (そ 植  $\mathcal{O}$ 物 所 又 へはこれ 属 す る 団 を 体 原 が 材料とする加 当 : 該 者 に代 わ 工 品 ってこれ で ある特 5 定第 Ō 特 定 第 種 水 種 産 動 水 産 植 物 動 等 植  $\mathcal{O}$ 物 等 譲 渡  $\mathcal{O}$ L 譲  $\mathcal{O}$ 渡 事 L 業を  $\mathcal{O}$ 事 業 行 おうと を

場合に あ って は 当 該 寸 体 は、 施 行 日 0) 六 月 前 0) 日 か 5 施 行 日  $\mathcal{O}$ 前 日 ま で  $\mathcal{O}$ 間 に お 1 ・ても、 第三条 第一

項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定 の例に により、 農林・ 水 産大臣に届け出ることができる。 この場合にお 7 て、 その届出をした者は

施行日において同項の規定による届出をしたものとみなす。

2 農 林 水産 大 臣 は、 前 項  $\mathcal{O}$ 規 定に、 ょ る 届 出 が あ 0 た場合には、 施 行 日 ·: 前 に お いても、 第三条第二 項  $\mathcal{O}$ 規定

 $\mathcal{O}$ 例 に ょ り、 当 該 届 出 に · 係 る番号を当 該 届 出 をし た者 に 通 知することができる。 こ の 場合に お 1 て、 その

通 知 を受け た者 は、 施 行 日 に お 1 7 同 項  $\mathcal{O}$ 規定 により 通知を受けたものとみなす。

第四 条 第四条から第六条までの 規定は、 施行日以後に採捕 される特定第一 種 水産 動 植 物及びこれを原 材料

とする加 工 品 で ある特定第 種 水産 動 植 物 等に つい て 適 用する。

第五 条 ک  $\mathcal{O}$ 法 律  $\mathcal{O}$ 施 行  $\mathcal{O}$ 際 現 E 特 定 第 種 水 産 動 植 物 等  $\mathcal{O}$ 販 売 輸 出 加 工 製造 又は提 供  $\mathcal{O}$ 事 業 を行 0

て 1 · る者 に つ 7 て <u>,</u> 第 八 条第 項 0) 規 定  $\mathcal{O}$ 適 用 に · 1 ては、 同 項 中 「その 事 業 0 開 始  $\mathcal{O}$ 日 か <u>ら</u> 週 間 以 内

に とあるのは、 「この法律の施行の日から一月以内に」とする。

第六条 適 法漁獲等証明書の 交付を受けようとする者は、 施行 日前 においても、 第十条第二項の規定  $\mathcal{O}$ 例に

より、その申請を行うことができる。

2 農林水産大臣 は、 前 項 の申 請があ った場合には、 施行日前においても、 第十条第三項の規定の例によ ŋ

適法 漁獲等 証 .明書の交付を行うことができる。この場合において、 その交付を受けた者は、 施行日 に お

いて同項の規定により交付を受けたものとみなす。

(政令への委任)

第七 条 附 則第二条から前条までに定めるもの のほ か、 この法律の施行に関 し必要な経過措置 (罰則に関

る経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第八条 政府 は、 この法律の施行後五年を経過した場合において、 この法律 の施 行の状況について検討を加

え、 必要が、 あると認めるときは、 その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(水産基本法の一部改正)

す

第九条 水産基本法 (平成十三年法律第八十九号) の一部を次のように改正する。

第三十六条第三項中 「及び内水面 温業の 振興に関する法律 (平成二十六年法律第百三号)」を 内水

面 漁業の振 興に 関する法律 (平成二十六年法律第百三号) 及び特定水産動 植 物 等  $\mathcal{O}$ 国 内 流 通  $\mathcal{O}$ 適 正 化 等に

関する法律(令和二年法律第

号)」に改める。

(農林水産省設置法の一部改正)

第十条 農林水産省設置法 (平成十一年法律第九十八号) の一部を次のように改正する。

第十八条第 項 第 一 号 中 (獣医療に係るものに限る。)」 を削り、 第五十四号」 の 下 に 第七十

四号(水産物の流通の改善に係るものに限る。)」を加える。

第二十条第一 項 第 一 号 中 「第五十四号」の下に「、 第七十四号 (水産物 の流通の改善に係るものに限る

)」を加える。